資料 1-7

第２章　ごみ処理行政の動向

第１節　国の動向

１　第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたものです。

令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された第五次循環基本計画では、将来世代の未来につなげる国家戦略とした上で、重要な方向性として、5 つの柱が設定されています。

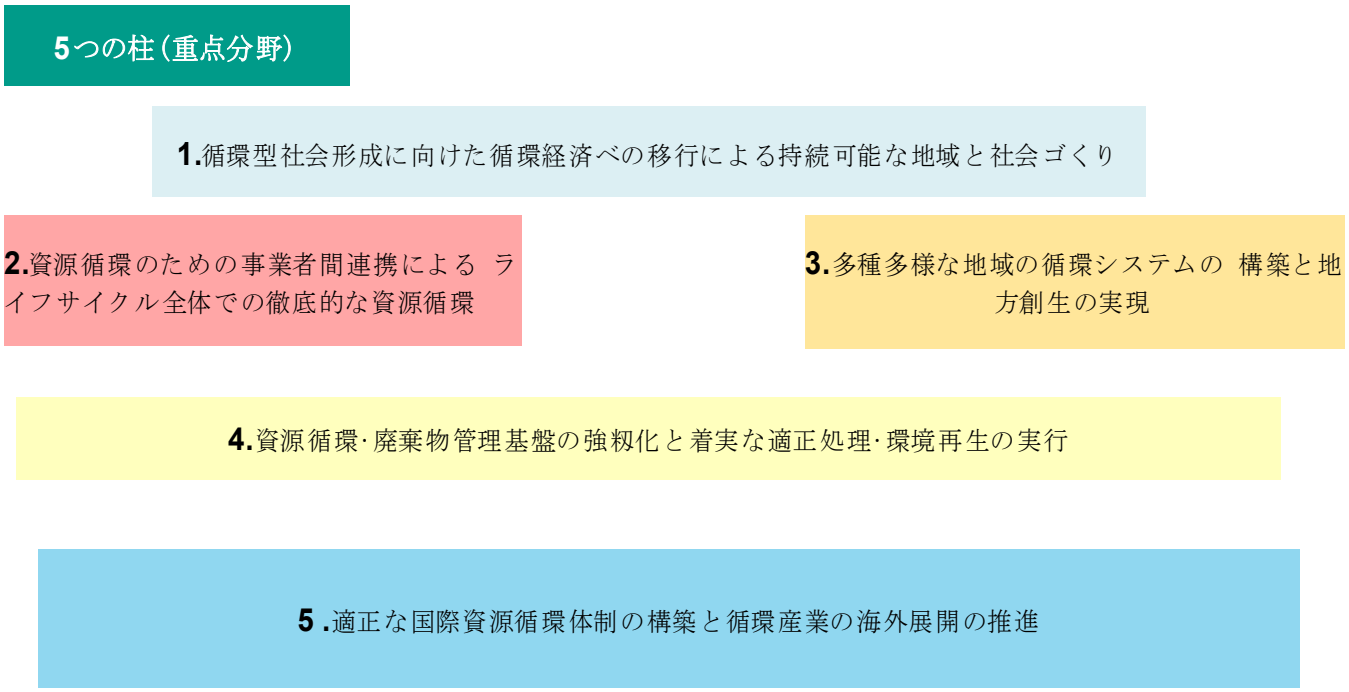

図 8-1　第五次循環基本計画の構成

2　廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定めるもので、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針です。

令和 7（2025）年 2 月に変更された本方針では、次のとおり示されています。

(1) 基本方針の変更について（抜粋）

●「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている。

●前回の令和 5 年の見直しにおいては、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、

・廃棄物分野における脱炭素化の推進
・循環経済への移行に向けた取組の推進
・廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
・デジタル技術の活用等による動静脈連携

などに関する変更を行った。

●他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされていた。今般、令和 6 年 8 月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定する

(2) 国民、事業者、市町村の役割について

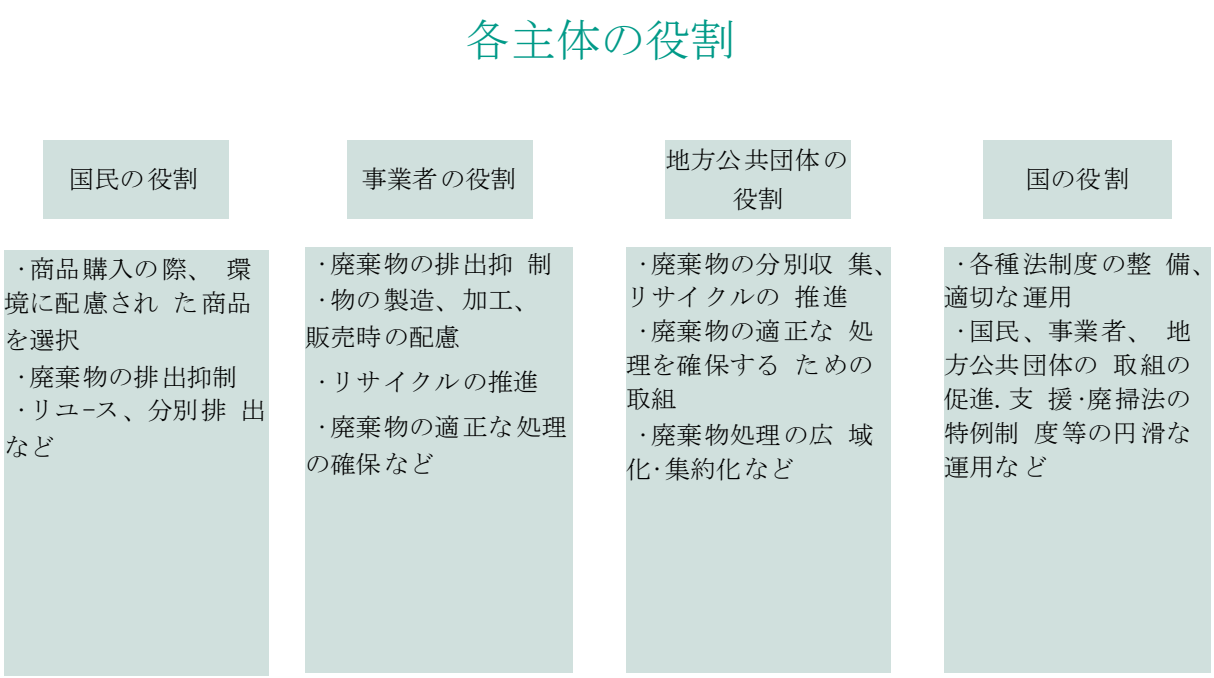

図 8-2　廃棄物処理法基本方針に示された各主体の役割（抜粋）

3　廃棄物処理施設整備計画

廃棄部処理基本方針に則して、５年ごとに策定され、令和５（2023）年６月に閣議決定した。

新計画の基本的理念は以下のとおり。

(1) 基本原則に基づいた３Ｒの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化

(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保

(3) 脱炭素の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

4　その他の動向

国では、循環型社会の形成を推進するため各種リサイクル法が制定されているほか、各種取組が進められています。近年では、令和 3（2021）年 6 月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されました。

＜プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律＞

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることを背景として、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために制定されました

基本方針として次の項目が挙げられています。

・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

＜食品ロス削減推進法＞

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定されたものです。各主体の責務等は次のとおり定められています。

表 8-1　食品ロス削減推進法に定められた各主体の責務等（抜粋）

各主体	責務等（消費者については役割）
国（第 3 条）	食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
地方公共団体（第 4 条）	食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
事業者（第 5 条）	その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。
消費者（第 6 条）	食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

5　国が定める主な指標・目標値のまとめ

国が第四次循環基本計画や個別リサイクル法等で定めている主な指標・目標値は次のとおりです。

表 8-2　国が定める主な指標・目標値

指標	目標値	目標年次	備考
家庭系食品ロス量	平成 12（2000）年度の半減	令和 12（2030）年度	第五次循環基本計画 食品ロス削減法基本方針
事業系食品ロス量	平成 12（2000）年度の 60%削減	令和 12（2030）年度	食品リサイクル法基本方針（令和 7（2025）年 3 月改定
一般廃棄物の出口側の循環利用率	約 26%	令和 12（2030）年度	第五次環境基本計画 （廃棄物処理法基本方針）
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 478g/人・日	令和 12（2030）年度	第五次循環基本計画 （廃棄物処理法基本方針）

第 2 節　鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき、県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定められたものです。

現第 10 次計画は令和 7（2025）年 3 月に策定され、計画期間を令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までとしています。基本方針及び令和 10（2028）年度における目標値は次のとおり定められています。

(1) 基本方針

○ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
・製品の設計から廃棄物の処理までの各段階の主体による取組の推進、気運醸成に向けた活動推進
○ プラスチックの資源循環の促進
・プラスチック製品の環境配慮設計・製造の推進、販売・提供時の取組を通じた使用の合理化、分別収集・再商品化の推進
○ 食品ロスの削減
・未利用食品の提供活動、食品関連事業者の取組への支援、普及啓発等による食品ロス削減の促進
○ 廃棄物の適正処理体制の確立
・廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の撲滅、災害廃棄物等の適正処理体制の確保、ごみ処理の広域化・集約化

(2) 一般廃棄物の令和 10（2028）年度における目標値

排出量[1] （1 人 1 日当たり排出量）	リサイクル率[2]	最終処分量 （割合）
174 千トン （930g/人・日）	33%	10 千トン （5.7%）

1　県の排出量には、事業系古紙類及び事業系食品残さを含む。本市の計画には含まない。
2　県のリサイクル率には、事業系古紙類及び事業系食品残さを含む。本市の計画には含まない。